

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

企業年金制度等について、働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務の追加等の措置を講ずるものとする。

第二 確定拠出年金法の一部改正

一 簡易企業型年金に関する事項

厚生年金適用事業所の事業主が、当該事業所に使用される厚生年金保険法に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は第四号厚生年金被保険者の数が百人以下であること等の要件に適合する企業型確定拠出年金（以下「簡易企業型年金」という。）に係る規約の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、企業型確定拠出年金（以下「企業型年金」という。）を実施しようとするときに提出が必要な書類のうち一部の添付を省略することができ

るものとする。 (第二条第五項関係)

二 個人型年金加入者への事業主の掛金の追加拠出に関する事項

中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であつてその使用する第一号厚生年金被保険者の数が百人以下のものをいう。）は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者が個人型確定拠出年金（以下「個人型年金」という。）に掛金を拠出するときは、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に、掛金を拠出することができるものとする。 (第六十八条の二関係)

三 掛金拠出に関する事項

企業型年金を実施する事業主又は個人型年金加入者は、年一回以上、定期的に掛金を拠出するものとする。 (第十九条第一項及び第六十八条第一項関係)

四 個人型年金加入者に関する事項

国民年金法に規定する第一号被保険者（保険料免除者を除く。）、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者その他政令で定める者を除く。）及び同法に規定する第三号被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、国民年金基金連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができるものとする。 （第六十二条第一項関係）

五 資産の移換に関する事項

1 確定給付企業年金への移換

企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該者の申出により、当該個人別管理資産を確定給付企業年金に移換することができるものとする。 （第五十四条の四及び第七十四条の四関係）

2 独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換

企業型年金を実施する事業所に使用される企業型年金加入者が、当該事業所の合併等により、企業型年金の企業型年金加入者たる資格を喪失した場合であつて、当該合併等に係る事業主が、当該合併

等により企業型年金加入者の資格を喪失した者を被共済者として退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、当該企業型年金加入者であった者の同意を得て、独立行政法人勤労者退職金共済機構への当該同意を得た者の個人別管理資産の移換を申し出ることができるものとする。 (第五十四条の五関係)

六 確定拠出年金の運用に関する事項

1 事業主の責務に関する事項

事業主は、企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者（以下「企業型年金加入者等」という。）に対し、これらの者が行う運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならないものとする。 (第二十二条第一項関係)

2 運用の方法の選定及び提示等に関する事項

(一) 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、運用の方法のうちから政令で定める数以下で、かつ、三以上（簡易企業型年金の場合にあっては、二以上）のものを選定し、

企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならないものとする
こと。(第二十三条第一項関係)

(二) (一)による運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性
その他の収益の性質が類似していないことその他政令で定める基準に従って行われなければならない
いものとする。 (第二十三条第二項関係)

(三) 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、(一)により提示する運
用の方法のほか、対象運用方法のうちから一の運用の方法(以下「指定運用方法」という。)を選
定し、企業型年金加入者に提示することができるものとする。 (第二十三条の二第一項関係)

(四) (三)による運用の方法の選定は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損
失に備え、収益の確保を図るものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければなら
ないものとする。 (第二十三条の二第二項関係)

(五) 企業型運用関連運営管理機関等が、(三)により指定運用方法を選定し、提示した場合は、厚生労働
省令で定めるところにより、当該指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性等に係る情

報を企業型年金加入者に提供しなければならないものとする。 (第二十四条の二関係)

- (六) 企業型運用関連運営管理機関等が、(三)により指定運用方法を選定し、提示した場合であつて、企業型年金加入者がその資格を取得した後、最初に掛金の納付が行われた日から起算して三月以上で企業型年金規約で定める期間（以下「特定期間」という。）を経過してもなお当該企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、企業型記録関連運営管理機関等は、当該指定運用方法に当該企業型年金加入者の未指図個人別管理資産（個人別管理資産のうち、特定期間を経過した日から二週間以上で企業型年金規約で定める期間（以下「猶予期間」という。）を経過してもなお運用の指図が行われていないものをいう。）の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす旨を当該企業型年金加入者に通知しなければならないものとする。 (第二十五条の二第一項関係)

- (七) (六)の通知を受けた企業型年金加入者が猶予期間を経過してもなお運用の指図を行わないときは、企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者が指定運用方法を選択し、かつ指定運用方法に当該企業型年金加入者の未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなすものとする。 (第二十五条の二第二項関係)

(八) 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等（以下「除外運用方法指図者」という。）（所在が明らかでない者を除く。）の三分の二以上の同意を得なければならないものとし、当該同意を得るための通知をした日から三週間以上で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けない場合は、当該除外運用方法指図者は同意をしたものとみなすことができるものとする。 （第二十六条第一項及び第二項関係）

(九) その他所要の規定の整備を行うこと。

七 企業年金連合会の業務に関する事項

企業年金連合会は、事業主からの委託を受け、企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務を行うことができるものとする。 （第四十八条の三関係）

八 国民年金基金連合会が行う業務に関する事項

国民年金基金連合会は、確定拠出年金制度についての啓発活動及び広報活動を行うことができるものとする。 (第七十九条関係)

九 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 確定給付企業年金法の一部改正

一 積立金の移換に関する事項

確定給付企業年金を実施する事業所に使用される加入者が、当該事業所の合併等により、確定給付企業年金の加入者たる資格を喪失した場合であつて、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により加入者の資格を喪失した者を被共済者として退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、当該加入者であつた者の同意を得て、当該同意を得た者に係る積立金について、独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換を申し出ることができるものとする。 (第八十二条の四関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 中小企業退職金共済法の一部改正

一 解約手当金に相当する額の移換に関する事項

共済契約者が合併等をした場合であつて、退職金共済契約が解除された被共済者を加入者等とする確定給付企業年金又は企業型年金を実施するときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構は、当該被共済者の同意を得て、確定給付企業年金又は企業型年金へ解約手当金に相当する額の移換を行うことができるものとする。 (第三十一条の四関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 国民年金法の一部改正

一 国民年金基金連合会が行う業務に関する事項

国民年金基金連合会は、国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行うことができるものとする。 (第三百三十七条の十五第二項関係)

二 国民年金基金の合併及び分割に関する事項

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、代議員の三分の二以上の議決を経て、合併又は分割を行うことができるものとする。 (第三百三十七条の三から第三百三十七条の三の十五まで関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十九年一月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

1 第六の三の3（一部の事項に限る。） 公布の日

2 第二の七 平成二十七年十月一日

3 第二の一、第二の二、第二の五、第二の六、第三の一及び第四 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて所要の必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第二条関係）

三 経過措置

1 運用の方法の選定及び提示等に関する経過措置

一の3に定める日前に納付された事業主掛金及び企業型年金加入者掛金並びに個人型年金加入者掛金に係る運用の方法の選定及び提示、運用の指図並びに運用の方法の除外については、なお従前の例によるものとする。 (附則第四条第二項関係)

2 運用の方法の上限に関する経過措置

一の3に定める日から起算して五年を超えない期間内において、一の3に掲げる事項の施行の際に提示運用方法の数が政令で定める数を超えている場合における第二の六の2の(一)の適用については、提示運用方法の上限として政令で定める数を、当該事項の施行の際現に企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に提示している運用の方法の数とするものとする。 (附則第四条第三項

関係)

3 その他この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

四 関係法律の一部改正

その他関係法律について所要の規定の整備を行うこと。